

【生活支援関係】

在宅高齢者軽度生活援助事業

おおむね 65 歳以上の 1 人暮らし又は高齢者のみの世帯の方で疾病、認知症、虚弱等の理由から生活の一部を支援する必要がある場合に必要最低限の範囲で支援します。介護サービス等が利用できる場合は、そちらが優先されます。

支援内容	利用者負担	町負担	備考
布団干し	1 1 7 円	1, 0 5 5 円	各週 3 回まで (1 回: 1 時間以内)
食材等の買い出し	1 1 7 円	1, 0 5 5 円	
食材の調理	1 1 7 円	1, 0 5 5 円	
ゴミ出し	2 9 円	2 6 7 円	
暖房機の給油	2 9 円	2 6 7 円	
清掃(玄関、居間、寝室、台所、便所、浴室)	1 1 7 円	1, 0 5 5 円	
住宅の雪囲いの設置及び撤去	1 4 8 円	1, 3 3 7 円	

利用できる事業所	電話番号	所在地
庄内町シルバー人材センター	42-3122	庄内町余目字大塚 1-2
J A あまめ (抛り所しゃんしゃん)	45-1500	庄内町余目字三人谷地 172

担当: 保健福祉課高齢者支援係

訪問理美容サービス事業

理髪店及び美容院に出向くことが困難である在宅のおおむね 65 歳以上の方が、居宅で理美容サービスを受けるときの理美容店の出張旅費を町が負担します。

出張旅費: 1 回につき 1,000 円の助成

利用回数: 年 6 回 (2 か月に 1 回)

担当: 保健福祉課高齢者支援係

高齢者等安心通報事業

65 歳以上の方のみの世帯等で、慢性的な疾患を有する方や突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方に対し、ペンダント型無線通報装置、緊急通報用電話機等を貸与し、緊急時に対応できる体制をとります。

利用者負担	設置費用	■町民税課税世帯: 全額 ■町民税非課税世帯: 半額
	保守費用 (月額)	■生活保護受給世帯: 無料 (※設置費用は約 15,000 円程度) ■町民税課税世帯: 300 円 ■町民税非課税世帯及び生活保護受給世帯: 無料

担当: 保健福祉課高齢者支援係

自立支援短期入所事業

要介護認定を受けていない 65 歳以上の方で、一時的に保護が必要な方を特別養護老人ホームに短期入所させ、日常生活の支援及び指導を行います。

内 容：特別養護老人ホームへの短期間の入所

利用日数：年間 7 日以内

利用できる事業所	電話番号	所在地	利用者負担/1 日
山 水 園	56-3522	庄内町狩川字笠山 433-3	2, 3 6 0 円
ソ ラ ー ナ	44-2011	庄内町南野字北野 100-2	2, 5 1 5 円

※送迎を希望する場合は、別途利用料金が発生します。

担当：保健福祉課高齢者支援係

救急医療情報キット配付事業

65 歳以上の方のみの世帯、心身に重度の障がいがあるの方のみの世帯に対し、「かかりつけ医療機関、持病の内容、緊急連絡先を記入した紙」や「診察券、くすり手帳、健康保険証のコピー」を入れて保管しておくボトル状のキットを配布します。また、キットの配布を受けた方の住所等の情報を酒田地区消防本部に提供し、救急時に活用します。

利用料金：無料

担当：保健福祉課福祉係

高齢者世帯等雪下ろし支援事業

虚弱または障がいのある 65 歳以上の方のみの世帯、障がいのある方のみで生活する世帯、または上記の高齢者及び障がいのある方のみで生活する世帯に対し、雪下ろしとその除排雪を支援します。対象となる世帯と利用者負担は、下記のとおりとなります。

◆町民税非課税世帯で、近隣に雪下ろし支援者がいない場合

対象回数：立谷沢地区 3 回、清川地区 2 回、その他 1 回

利用者負担：1 回 5, 0 0 0 円

担当：保健福祉課福祉係

高齢者世帯等除雪支援事業

自力による玄関先通路等の除雪が困難な 65 歳以上の高齢者または 60 歳以上の障がい者で構成される世帯に対し、除雪作業を支援します。

利用者負担：3 0 分当たり 2 0 0 円

担当：保健福祉課福祉係

電動三輪車等購入費補助事業

運転免許証の交付を受けていない方で、70 歳以上の方または下肢障がいのある身体障害者手帳を所持している方が、町内業者から電動三輪車等を購入した場合に購入費を補助します。

補助額：購入費の 1 / 2 以内

ただし、町民税所得割が非課税の場合は 11 万円を限度とし、課税されている場合は 5 万 5 千円を限度とする。

※ 購入する前の事前申請が必要となります。

担当：保健福祉課福祉係

電動ハイブリッド自転車購入費補助事業

70 歳以上の方または身体障害者手帳を所持している方が町内業者から電動ハイブリッド自転車を購入した場合に購入費を補助します。

補助額：購入費の 1 / 4 以内

ただし、町民税所得割が非課税の場合は 2 万円を限度とし、課税されている場合は 1 万円を限度とする。

※ 購入する前の事前申請が必要となります。

担当：保健福祉課福祉係

高齢者補聴器購入費補助事業

65 歳以上であり、障害者総合支援法に基づく補聴器に係る補装具費の支給を受けられず、かつ補助対象者及び補助対象者を扶養する親族等に町民税所得割が課されていない方を対象とし、補助対象者が補聴器を購入した場合に購入費を補助します。

補助額：購入費の 1 / 2 以内

ただし、2 万円を限度とする。

※ 購入する前の事前申請が必要となります。

担当：保健福祉課福祉係

シニアわくわく応援チケット事業

高齢者の方の健康保持や積極的に社会に参加していただくことを目的として、4 月 1 日現在において 70 歳以上の方に対して「シニアわくわく応援チケット」を交付します。

チケットを受け取る方法：割引を受けたい事業者（協力事業所）を 1 つ選択し、7 月 31 日まで町へ申請する。

チケットの使い方：5 月以降に、町から交付決定通知と割引チケット（3,000 円分）を送付。選んだ事業者に提出し、割引の適用を受ける。

割引対象となる協力事業者：温泉施設（町湯・北月山荘）、総合体育館（トレーニングルームの使用料）、理美容店、商店、飲食店など事業に賛同いただける事業者

担当：保健福祉課福祉係

【措置事業】

養護老人ホーム入所措置事業

65 歳以上の方で、居宅において適切な養護を受けることが困難な方が利用できる事業です。収入に応じ利用者負担があります。

事業所名	電話番号	所在地	経営主体	定員
思 恩 園	0235-26-7610	鶴岡市馬町字枇杷川原 23 番地	(福) 思恩会	30
と も え	0235-35-0900	鶴岡市北茅原町 17 番 1 号	(福) 恵泉会	70
かたばみの家	35-1471	酒田市北千日堂前字松境 16 番地	(福) かたばみ会	50

担当：保健福祉課高齢者支援係

【家族介護支援関係事業】

家族介護慰労金支給事業

要介護者を在宅で介護している家族の、介護負担の軽減と、要介護者の在宅生活を支援するため、家族介護慰労金を支給します。

	要 件
支給対象者	対象となる要介護者と同一世帯に属し、現に在宅で介護している介護者
対象になる 要介護者	■要介護 3 以上の要介護者、若しくは要介護 2 の要介護者で認定調査時の主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上のもの（「要介護 2 等」という。）、又はこれに相当すると町長が認める者 ■在宅で介護された期間が 1 年以上で（医療機関に入院した期間が 90 日以上ある場合はその期間を除く）、次のいずれかに該当する要介護者 (1) 福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみを利用していること (2) 介護保険サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）の利用日数の合計が 1 年の間 10 日以内であること ■町内に住所がある方で、介護保険料を滞納していない世帯
支給金額	【要介護 4、要介護 5】 年額 2 4 万円 【要介護 2 等、要介護 3】 年額 1 0 万円

担当：保健福祉課高齢者支援係

家族介護者交流会事業・介護教室

介護をしている家族等の介護負担の軽減を図るため、リフレッシュする場の提供と介護者相互の情報交換等の交流会の実施にあわせ、介護するうえで必要な知識を習得する講話等を開催します。また、「要介護 2 以上」または「認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上」の方の介護者がこの事業に参加するために利用する介護保険サービスの利用者負担金等に助成をします。

担当：保健福祉課高齢者支援係

【庄内町介護予防・日常生活支援総合事業】

高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして要介護状態にならないようにするために、庄内町では「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を実施しています。

1. 総合事業を利用できる方（介護予防・生活支援サービス）

- 要支援 1・2 の認定を受けた方
- 基本チェックリスト（25 項目の簡単な質問）で健康状態などを確認した結果、「事業対象者」に該当した方
- ※ 訪問型サービス B 及び通所型サービス B については、要介護 1～5 の認定を受けた方も利用できる場合があります。

2. 総合事業で利用できるサービス

訪問型サービス【従前相当・A 型】（ホームヘルプサービス）

■従前相当

進行性疾患や病態が不安定であることなどにより、ホームヘルパー等の専門職による支援が必要な方が利用できます。身体介護や生活援助（食事、掃除、洗濯、買い物、調理など）を行い、利用者ができることが増えるように支援します。

■A 型

従前相当サービスに該当しない方で、生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理など）が必要である場合に利用できます。

事業所名	電話番号	住所	従前相当	A 型
丸岡医院訪問介護事業所	22-2730	酒田市亀ヶ崎 7 丁目 4-22	○	
介護老人保健施設 徳田山介護センター	61-4161	酒田市相沢字道脇 7	○	○
ヘルパーセンター アライブ	0235-33-8826	鶴岡市昭和町 7-16	○	○
介護センターほほえみ	45-0585	庄内町余目字大塚 1-2	○	○
庄内たがわ農業協同組合	0235-33-8165	鶴岡市上藤島字備中下 3-1	○	

訪問型サービス B（住民ボランティアによる生活援助）

地域の住民が主体となり、利用者の居宅に訪問して生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理など）を行います。

実施団体名	電話番号	備考
はっぴいサポート	090-4317-9288	※詳細は P15 に掲載しています。

訪問型サービスC（原則 3 か月の短期集中予防サービス）

作業療法士などのリハビリ専門職が利用者の自宅を訪問し、短期間、集中的に心身の機能の改善を図り、日常生活で自立することを目的とするサービスです。

【利用料金】 週 1 回 500 円

事業所名	電話番号	住所
訪問リハビリテーションいでは	0235-62-3789	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰 42-4
(一社) リハビリテーションスタッフサービス	090-1608-6344	庄内町余目新田字東町 48-6

通所型サービス【従前相当・A型】（デイサービス）

■従前相当

進行性疾患や病態が不安定であることなどにより、機能訓練やリハビリ専門職による支援が必要な方が利用できます。デイサービスセンターに通い、介助での食事や入浴、生活機能の維持・向上のための体操や筋力トレーニングなどを行います。

■A型

従前相当サービスに該当しない日常生活が自立している方で、デイサービスセンターでの交流や簡単な体操、レクリエーションなど（1 回 2 時間以上）が必要である場合に利用できます。

事業所名	電話番号	住所	従前相当	A型
パワーリハデイサービス酒田	21-0305	酒田市こあら 3 丁目 1-5	○	
山水園指定通所介護事業所	56-3524	庄内町狩川字笠山 433-3	○	○
デイサービスぼぼろ	0235-64-8978	鶴岡市大東町 3-17	○	○
介護予防センターさくらの里	61-4871	酒田市山田 32-2	○	○
介護予防センターさくら広野	92-4531	酒田市広野字末広 102-1	○	○
介護予防センターさくら	22-3520	酒田市山居 2-1-7	○	○
ソラーナデイサービスセンター	44-2011	庄内町南野字北野 100-2	○	○
デイサービスセンターすずかぜ	28-8067	酒田市東両羽町 6-2	○	○
デイサービス えがお・デ・あいと	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前 23-1	○	
介護予防センターさくら東泉	31-9130	酒田市東泉町 6-1-9	○	○
丸岡医院通所介護事業所いぶき	25-5702	酒田市亀ヶ崎 6 丁目 9-15	○	○
福祉のひろば通所介護事業所	33-2581	酒田市穂積字上市神 139-5	○	○
デイサービスセンターなぎさ	25-3277	酒田市山居町 2 丁目 12-8	○	○

通所型サービスB（住民ボランティアによるミニデイサービス）

地域の住民が主体となり、介護予防や生きがいをづくりの活動を行っています。仲間づくりや社会参加のひとつとして、外出の機会が減ってしまった方におすすめです。

※ 詳細はP16に掲載しています。

その他生活支援サービス

■配食・見守りサービス

弁当や総菜などの宅配を行いながら、健康状態や日常生活の見守りを行い、必要に応じて、家族や関係機関へ連絡します。外出や調理が困難な方が、利用できます。

事業所名	電話番号	住所	料金
余目町農業協同組合（便利便）	45-1500	庄内町余目字三人谷地 172	123 円
道の駅しょうない 風車市場	56-3039	庄内町狩川字外北割 97-1	123 円 ※清川・立谷沢 地区は 200 円
主婦の店 狩川店	56-2014	庄内町狩川字大釜 7-1	123 円

- ※ 原則週1回利用。最大で週2回利用も可能です。
- ※ 利用料金以外に、配達物品の購入費がかかります。
- ※ 配達区域については、事業所にお問い合わせください。





訪問型サービスB「住民ボランティアによる生活援助」を紹介！

◆はっぴいサポート◆

高齢者の方々が安心して暮らすことが出来るよう、日常生活の困りごとの手助けをする活動（家事援助、話し相手、外出支援など）を行う、有償ボランティア団体です。



利用対象

庄内町余目第1～第3学区の65歳以上の方のみの世帯で、次の条件にあてはまる方が対象となります。（認知症・身体障害などで症状が重い方は対象外とさせていただきます。）

※「申請書」、「同意書」、「状況確認書」の提出をお願いいたします。

- ・ 家族や知人から支援を受けることが困難で、日常生活の手助けが必要な方
- 外出支援の場合
 - ・ 公共交通を利用して1人で外出するのが困難な方
 - ・ 通院、買い物中も付添いが必要な方

年会費・利用料

年会費：1,000円（初年度のみ初回登録料と合わせて2,000円）
 利用料：1時間700円（1時間を超えてからは、30分単位で計算）

活動日時・活動範囲

《日時》月～金：午前9時～午後4時、土日祝・年末年始：休み
 《範囲》庄内町余目第1～第3学区及び酒田市内

依頼可能内容

- ・ 話し相手 ・ 掃除（屋内） ・ 買い物代行 ・ 片付け（屋内）
- ・ 外出支援（通院、買い物の外出時付添い） ※送迎付きの場合は要相談
- ・ その他 ※記載以外の支援については要相談

お支払い方法

- ・ ご利用いただいた際にお支払いいただきます。
- ※電子マネーは利用できませんので現金での支払いになります。



利用の注意

- ・ 初めての依頼の際には、利用開始前に状況等の聞き取りのため面談をさせていただきます。
- ・ 家族や知人からの支援、公共交通の利用が可能な場合はそちらを優先していただくため、状況によってはお断りさせていただく場合があります。
- ・ 予約は3日前までにお電話ください。
- ・ お互いに思いやりを持ったご利用をお願いいたします。

はっぴいサポートでは一緒に活動してくれる方を募集しております。
 ご希望の方は右記の連絡先までご連絡ください！

はっぴいサポート事務局
 受付・問合せ

090-4317-9288

御殿町いきいき百歳体操おもと会

日時：毎週金曜日 10:00～12:00
 場所：御殿町公民館（余目字町 214）
 利用料：100 円（1 回） ※食事は別料金

〔活動内容〕

いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操などを実施。講師を呼んでオカリナの演奏、モルック等の楽しい活動を行っています。月に1回、茶話会も行っています！



通いの場「ひょうたん島」

日時：毎週木曜日 10:00～12:00
 場所：余目字上猿田 32
 利用料：200 円（1 回） ※食事は 500 円

〔活動内容〕

ゲーム、漫談、映画など週変わりで様々なメニューを実施。手作りおやつでの茶話会、毎月1回の食事会など楽しんでいます！



ぐるっと健康広場

日時：毎週木曜日 10:00～12:00
 場所：余目第二まちづくりセンター（払田字サビ 40）
 利用料：無料 ※食事は 200 円

〔活動内容〕

いきいき百歳体操を中心に軽スポーツや様々な体操を実施。うたごえ喫茶などの特別企画も行います！



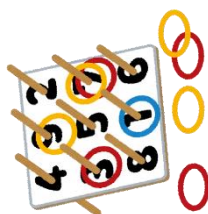
健（すこやか）サロン

日時：毎週水曜日 9:30～11:30
 場所：三ヶ沢公民館（三ヶ沢字宮田 54）
 利用料：250 円（1 か月）

※2 か月分 500 円を偶数月に集金

〔活動内容〕

いきいき百歳体操、講師を招いた体操、軽体操、脳トレや合唱などを行っています。茶話会とおしゃべりも楽しんでいます！



～「通いの場」ってなに？～

介護予防、生きがいづくり、健康づくりのため
 に地域のみなさんが集う場のこと。身近にあっ
 て気軽に行ける、楽しめる集まりのことです。

～ 広域的な「通いの場」とは ～

参加者を地区や学区、集落などに限定しな
 いので、誰でも通いの場に行くことができ
 ます。

見学も大歓迎です。
 スタッフも募集中☆

【お問い合わせ先】
 保健福祉課 高齢者支援係
 Tel 43-0490

